

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（12）」
2. 日時：平成30年2月8日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職

検査グループ専門検査部門

森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、中野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、
橋倉技術研究調査官、北條技術研究調査官、皆川技術研究調査官、坂本技術参与、
船田技術参与、佐藤技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他20名

5. 要旨

- (1) 燃料有効長頂部の寸法値の誤り及び特別点検（原子炉圧力容器）における点検範囲について
 - 日本原子力発電から、審査資料等における燃料有効長頂部の寸法値に係る誤りについて、資料に基づき説明があった。
 - 原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。
 - 当該事案による運転期間延長認可申請に係る今後の対応について、審査会合で説明すること。
 - 日本原子力発電から、了承した旨回答があった。
- (2) 共通事項、特別点検（コンクリート構造物）、劣化状況評価（中性子照射脆化、電気・計装品の絶縁低下、耐震安全性評価、耐津波安全性評価）について
 - 日本原子力発電から、共通事項、特別点検（コンクリート構造物）、劣化状況評価（中性子照射脆化、電気・計装品の絶縁低下、耐震安全性評価、耐津波安全性評価）について説明があった。
 - 原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、

適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【運転期間延長認可申請（共通事項）】

- 日常劣化管理事象及び日常劣化管理事象以外の事象について、それぞれを劣化事象ごとにまとめる際に、評価書の内容を転記するのではなく、劣化管理の考え方を説明すること。

【劣化状況評価（中性子照射脆化）】

- 評価部位の代表性について、その妥当性を説明すること。
- 補足説明資料の数値に誤記があるため、全体的に見直しを行うこと。

【劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下）】

- 重大事故等時に機能要求のある電気・計装設備等の条件設定の根拠及び妥当性等を説明すること。
- 難燃 PN ケーブルの重大事故等時における健全性評価において、判定試験の妥当性を説明すること。
- 電気ペネトレーションの評価において、シール部の他、外部リードを含めて試験条件の妥当性を説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価／耐津波安全性評価）】

- 補足説明資料の全体構成を、審査基準との関係がわかるように見直すこと
- 評価の前提条件となる基準地震動及び主要部位の地震応答を明記すること
- 30年目の高経年化技術評価と評価結果が異なっている機器はその理由を説明すること

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請における燃料有効長頂部の寸法値に係る状況と今後の対応について」
- ・「東海第二発電所 特別点検における炉心領域の考え方について」
- ・「運転期間延長認可申請書及び設置許可変更認可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る原因分析結果」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値について」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（原子炉圧力容器の中性子照射脆化）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価）補足説明資料」